

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 45

ケースその1

【内容】車検に出したら連絡なしに部品交換され高額料金を請求された

・車名：軽自動車 ・登録年月：平成14年2月 ・走行距離：約49,000km

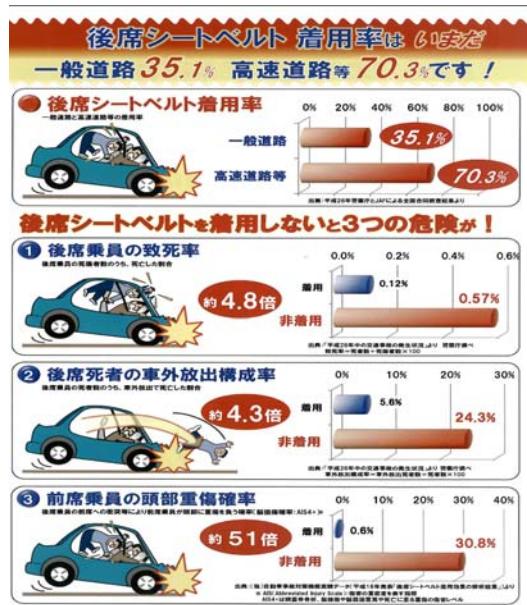
(消費者センターからの紹介) 消費者センターからの紹介で、平成27年2月13日に主に母親が使用している自動車の車検について娘から相談があった。当初、整備料金が2万円ぐらいのことだった。事前に余分に費用が掛かるようだったら連絡してからとのことだったが、連絡もなしに部品を換えて6万円ぐらい請求があった。以前に1年定期点検整備を実施した際も、点検後にすぐ故障し再度整備したことがあり、不審に思っている。

【対応】

整備工場の代表者に連絡をとったところ、「当初2万円ぐらい余分にかかると言ったと思うが、説明不足があったかも知れない。本日、ユーザーが来店される予定であるので、交換した部品を準備して、ご説明します」とのことだった。ユーザーには十分説明して頂くように、対応を指導した。相談者にはその旨伝え、お困りであれば再度連絡頂くことになった。同日午後、消費者センターから電話があり、ユーザーが連絡を貰わないで換えた部品については、説明不足もあったと思われるとのことで、その分の金額(2万9千円)を請求しないことで話し合いが決着した旨の連絡があった。

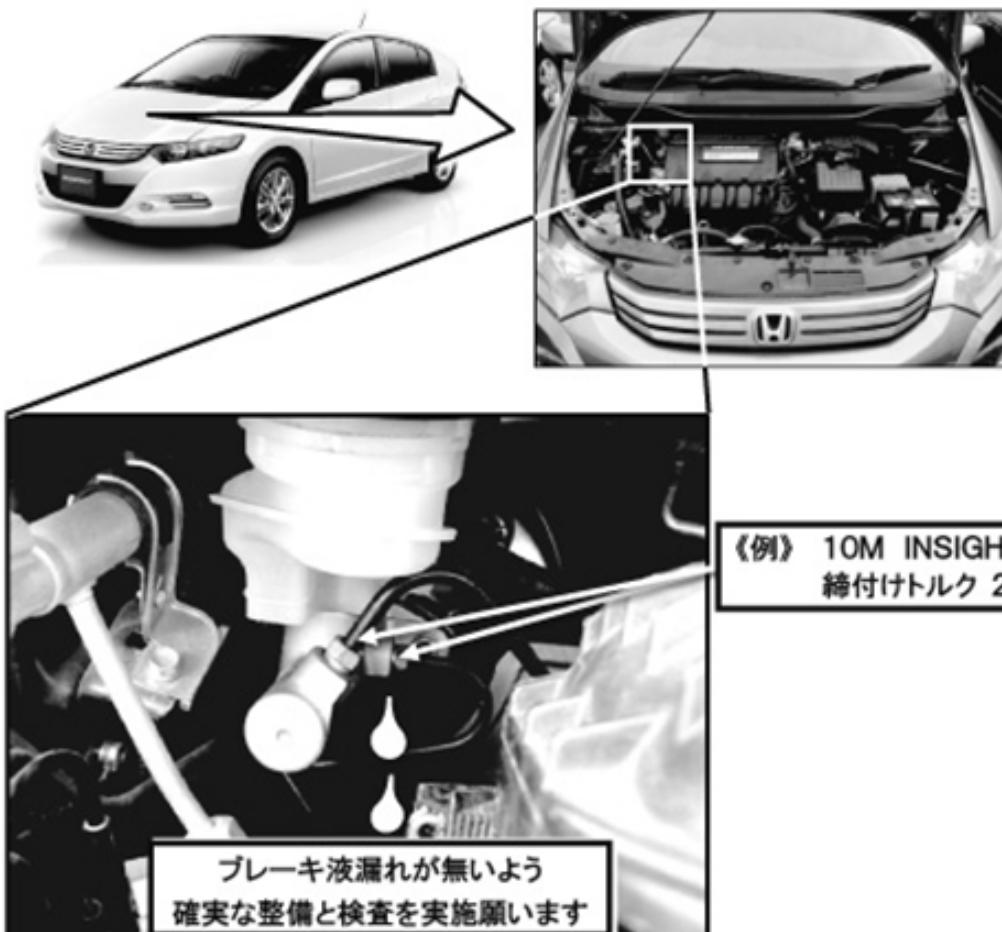
後席シートベルト着用推進について

警察庁とJAFによるシートベルト着用状況全国調査結果では、シートベルトの着用率は、運転席及び助手席の着用率はともに90%台を超えていますが、後部座席同乗者の着用率は一般道で35.1%（前年比±0ポイント）、高速道路等で70.3%（同+2.1ポイント）で、運転者、助手席同乗者に比べ低い状態でした。後部座席を含め全ての座席でシートベルト着用の周知徹底をお願い致します。



ブレーキマスターシリンダ脱着作業時の留意点

- 内容 ブレーキマスターシリンダの脱着作業において、ブレーキパイプのフレアナットを正しく締付けなかった結果、ブレーキパイプ接続部から漏れたブレーキ液が飛散し、高温となる排気系部品に付着して、「火災・発煙」に至った事案が散見されます。ブレーキマスターシリンダの脱着作業時はサービスマニュアルを参照の上、ブレーキパイプ及びフレアナットをブレーキマスターシリンダに確実に取り付け、フレアナットは規定トルクで締め付けるようお願いします。



■ 注意

ブレーキ液が漏れるとリザーブタンクの液面が下がり、警告ランプが点灯するおそれがあり、高温となる排気系部品にブレーキ液が付着した場合「火災・発煙」至る可能性があります。確実な作業と検査を実施して下さい。